

平成26年10月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対して行った、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)の支給の決定に係る処分において、消滅時効が完成しているとして不支給とされた部分の年金について、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年7月6日法律第111号。以下「時効特例法」という。)に基づく時効特例給付(以下、単に「時効特例給付」という。)として支給することを求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、国民年金法(以下「国年法」という。)による老齢基礎年金(以下、単に「老齢基礎年金」という。)の繰上支給の裁定請求をし、同月(当時、請求人は〇歳)を受給権発生年月とする老齢基礎年金を受給していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日(日本年金機構〇〇年金事務所受付)、厚生労働大臣に対し、老齢厚生年金の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)した。日本年金機構〇〇年金事務所長は、同日、日本年金機構支払部長に対し、請求人については、時効特例給付の対象者と思われる旨報告した。
- 3 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、受給権発生年月を平成〇年〇月とした老齢厚生年金の裁定をした上で、平成〇年〇月分から同〇年〇月分までの年金は、裁定請求日までに消

滅時効が完成しているとして支給しない旨の処分(以下「先行処分」といい、この支給しないとした部分を「本件不支給分」という。)をした。

- 4 その後、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「過去に時効消滅によりお支払することができなかった年金は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の規定による年金記録の訂正に基づく裁定又は裁定の訂正を原因とするものではないため」として、時効特例給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 5 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 厚年法第92条第1項は、保険給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を規定している。したがって、請求人に係る老齢厚生年金の受給権が発生したのは平成〇年〇月であり、請求人がその給付を請求したのは平成〇年〇月〇日(受付)であるから、本件裁定請求について厚年法の上記規定をそのまま適用すると、本件老齢厚生年金の受給権は既に時効によって消滅していることになるが、保険者は、このような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置(時効利益の放棄)をとるのを例とした上で、これに基づいて支払期月ごとに発生する老齢厚生年金の支給を受ける権利(以下「支分権」という。)については、会計法第30条の規定により5年の経過をもって時効により消滅しているとして、本件老齢厚生年金のうち、平成〇年〇月分以降についてはこれを支給するが、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの分については、支分権が時効により

消滅しているとして、これを支給しないとしたものと認められ、先行処分それ自体には違法・不当な点は存しないというべきである。なお、請求人は、何回も年金事務所に出向いたが、老齢厚生年金の申請手続についての説明はなかった旨主張し、請求人の日記にメモされた、社会保険事務所（当時）に出向いた日として、平成〇年〇月〇日、同〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同〇年〇月〇日、同年〇月〇日、同〇年〇月〇日、同〇年〇月〇日、同〇年〇月〇日、同〇年〇月〇日を挙げているが、その主張に係る事情について判断するに足る資料はない。

- 2 そこで、問題となるのは、時効特例給付であるが、時効特例法第1条は、「厚生労働大臣は、この法律の施行の日・・・において厚生年金保険法・・・による保険給付（注：これに相当する給付を含むとされ、旧厚年法による保険給付も含まれると解されている。）・・・を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者について、同法第28条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。・・・）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする。」と規定している。
- 3 本件においては、請求人は、本件不支給分について時効特例法を適用しなかった原処分を不服として、その取消しを求めているのであるから、本件の問題点は、原処分が前記2で示した時効特例法の規定に照らして適法・妥当であったかどうかということである。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 請求人は、昭和〇年〇月〇日付で、厚生年金保険被保険者（以下「厚年被保険者」という。）資格を取得し、同年〇月〇日に同資格を喪失するまで、6月間の厚年被保険者期間を有している。

- (2) 平成〇年〇月〇日（当時、請求人は67歳）、請求人に係る基礎年金番号〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇に、別の年金番号〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇（取得年月日：昭和〇年〇月〇日）が統合処理され、これにより、別々の年金番号により管理されていた請求人に係る年金記録は、基礎年金番号〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇により管理されることとなったことが認められる。

- 2 請求人は、65歳到達時（平成〇年〇月〇日）において、既に老齢基礎年金の受給権者であり、65歳到達後は即座に本件裁定請求を行うことが可能であったところ、実際に請求人が本件裁定請求を行ったのは、約19年後の平成〇年〇月〇日である。

- 3 時効特例法にいう「記録した事項」とは、厚年法第28条の規定による記録した事項を指し、具体的には、ア 被保険者の氏名、イ 基礎年金番号及び住所、ウ 被保険者資格の取得日及び喪失日、エ 標準報酬月額及び標準賞与額、オ 保険給付に関する事項（その者が老齢年金等の受給権者であるか否か等をいうと解される。）等をいい、「記録した事項の訂正」とは、裁定（裁定の訂正を含む。）に結びつくもの、年金の受給要件や年金額に影響を与える「記録した事項の訂正」に限られ、単なる請求遅れや受給要件及び年金額に影響を与えない記録の訂正はこれには該当しないと解すべきところ、本件は、我が国の年金制度において、基礎年金番号制が導入された平成9年1月に、請求人の厚年被保険者番号は基礎年金番号に統合されており、かつ、請求人は老齢基礎年金の受給権者であるから、65歳到達後、即座に本件裁定請求を行うことが可能であったにもかかわらず、

本件裁定請求は平成〇年〇月〇日になされたのであるから、本件裁定請求は請求遅延であり、時効特例法第1条に規定する「記録した事項の訂正」がなされた上で本件老齢厚生年金が裁定されたものではないから、時効特例法を適用すべき余地はない。

- 4 以上のとおり、本件不支給分が生じたのは請求人の本件裁定請求が遅れたことによるものであり、本件不支給分を時効特例給付として支給しないとした原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。